

空き家を所有または管理されている皆様へ

建物の管理は所有者の責務です

空き家を放っておくと・・・周辺環境に大きな悪影響が発生します

外壁材等の落下や
飛散により他人に
被害を与えた場合の
損害賠償責任



庭木が大きく成長、
建物の劣化が進み
管理費が増大



〈市に寄せられる空家の困りごと〉

- ・敷地内の雑草の繁茂、庭木が隣へ越境
- ・害虫の発生
- ・動物の侵入
- ・建物の破損
- ・犯罪や放火、不法投棄の恐れなど

●法改正により所有者の義務が明確にされました。

【空き家等対策の推進に関する特別措置法】(R5.12.13～改正施行)

空家等の所有者等の責務強化

適切な管理の努力義務 ⇒ 適切な管理 + 市などの空家等に関する施策に協力する努力義務

管理不全空家等の認定(助言・指導・勧告)

市から勧告を受けた場合は、住宅用地特例による固定資産税の軽減措置が解除され、土地の固定資産税が3倍～6倍に

【不動産登記法】(R6.4.1～改正施行)

相続登記の義務化

相続登記の義務化相続してから3年以内。正当な理由なく義務違反した場合、10万円以下の過料の適用対象に

⇒不安がある方は安曇野市空家活用係(電話：0263-71-2011)にご相談ください。

裏面もご覧ください

無料空き家相談会実施中

安曇野市では、民間団体と連携し、建築や不動産関係などの専門家による空き家相談会を実施しています。

令和7年度の開催日
毎月 第1金曜日・第3水曜日

詳細な日程・
場所は市HP
を確認 →

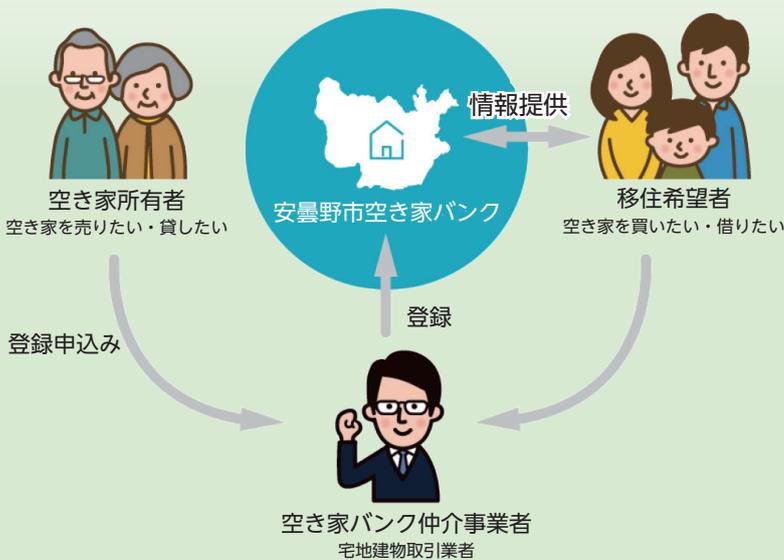


○連携団体

- ・NEX-T (ネクスティー) 安曇野
豊富な実績に基づく空き家の活用・住まいの終活に対し専門団体がサポートします。
- ・(一社) 全国空き家アドバイザー協議会
安曇野支部
全国規模の組織力で、各専門のプロが課題解決に向けてワンストップでサポートします。

空き家バンク制度をご利用ください

登録された物件を市のホームページで公開し、空き家を買いたい・借りたいといった希望者へ情報提供を行うものです。【Point】市が運営していて、手続きは市に登録された仲介事業者が行うため安心。物件掲載のための補助金もあります。



—安曇野市空き家バンク—



使い道がなければ活用を

- ・活用への早期の決断がカギ。活用したい人にバトンをつなごう。
- ・空き家の活用が賑わいを生み、地域の活性化につながります。

—空き家に関する補助金— (活用が難しい場合は、解体補助金も)



空き家所有者向け補助金メニュー

名称	対象経費	補助率	補助額
片付け清掃補助	残置物の処理費用 庭木のせん定・除草費用	1/3 明科地域は 1/2	上限 10 万円 明科地域は上限 30 万円
空き家バンク 登録者支援補助	不動産登記手数料 不動産登記委託料 測量業務委託料	1/3	上限 20 万円

発行・問い合わせ

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
安曇野市 移住定住推進課 空家活用係

電話:0263-71-2011

メール:akiya@city.azumino.nagano.jp

